

近運技第690号の2
令和7年3月31日

一般社団法人兵庫県トラック協会会長 殿

近畿運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

「車検の受検可能期間の拡大」に関する広報依頼について

現在、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく自動車の継続検査（いわゆる車検）については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第44条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定めていたところです。

他方、特定の期間、特に年度末等に継続検査関連業務が集中することで、自動車整備工場等の業務に大きな負担がかかり、その結果、自動車の使用者が円滑に継続検査を受検することに支障が生じる状況にあります。

今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、施行規則が改正され、令和7年4月1日から「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととなりました。

つきましては、貴会傘下会員事業者に周知いただくとともに、別紙のチラシを貴会広報誌、ホームページ等で広報いただきますようお願い申し上げます。

(参考)

道路運送車両法（抜粋）

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

問い合わせ先

近畿運輸局自動車技術安全部技術課

吉田 松本

電話番号 06-6949-6452（直通）